

長期滞在につながる観光地域づくりの 推進

1 現状と課題

高知県では、本県ならではの魅力をじっくりと、深く、たっぷりと味わっていただく「どっぷり高知旅キャンペーン」を展開しており、これまで磨き上げてきた「自然」、「食」、「歴史」をしっかりと打ち出すとともに、地域の人との交流により本県の魅力を深く体感いただく、周遊・滞在型観光を推進しています。

自然を生かした体験や地域ならではの食文化、歴史資源が楽しめる受入環境整備と観光客の周遊促進につながる取組が求められています。

2 施策の展開

(実施した取組)

「極上の田舎、高知。」をコンセプトとした、地元の人との交流や暮らし、自然が体感できる観光商品づくりや、



中山間地域での滞在延長につながる分散型ホテルの取組等を行い、地域内での周遊・長期滞在を推進しました。また、豊かな自然環境を活かしたアクティビティやキャンプ場の整備など、市町村等が取り組む様々な観光拠点整備や観光客の周遊促進につながる取組を支援しています。

「思いっきり四国！88癒しの旅。」キャンペーンの実施

四国内の農林漁家民宿や体験施設など、グリーン・ツーリズム関連施設を対象とする周遊キャンペーン（期間：令和6年8月～令和7年1月）を開催し、本県の豊かな自然や様々な体験を満喫してもらうためのPRを行いました。

(実施しようとする取組)

引き続き、補助事業等により、観光拠点施設の整備や観光資源の磨き上げ、それらを核とした周辺の「自然」、「食」、「歴史」を絡めた周遊観光を促進していきます。

また、地元の人との交流や暮らし、自然が体感できる観光商品づくりや、中山間地域での滞在延長につながる分散型ホテルの取組等を通じて、しっかりと地域経済への波及効果を高めていきます。

温泉の保護と利用

(薬務衛生課)

1 概要

温泉法(昭和23年法律第125号)は、温泉の保護、温泉の採取などに伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

温泉の掘削や増掘、動力を装置する場合又は温泉を採取する場合には都道府県知事の許可、温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合には、都道府県知事又は保健所設置市長の許可が必要となります。

・令和6年度の許可件数

温泉掘削0件、動力装置0件、増掘0件、採取2件、利用7件(高知市を除く)

自然公園

(自然共生課)

1 現況

自然公園は、国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の総称であり、その指定の目的は、優れた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の健康、休養及び教化に役立てることにあります。

国立公園は、我が国を代表する優れた自然の風景地を環境大臣が指定したもので、全国で35か所指定されています。本県には、「足摺宇和海国立公園」があります。

国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地を都道府県知事の申出によって環境大臣が指定したもので、全国で57か所指定されています。本県には「室戸阿南海岸国定公園」「剣山国定公園」「石鎚国定公園」の3か所があります。

都道府県立自然公園は、都道府県内の優れた自然の風景地を知事が指定したもので、全国で311か所指定されています。本県には、「手結住吉」「奥物部」「白髪山」「横倉山」「横浪」「入野」「宿毛」「龍河洞」「中津溪谷」「須崎湾」「興津」「安居溪谷」「四国カルスト」「北山」「魚梁瀬」「梶ヶ森」「鷲尾山」「工石山陣ヶ森」の18か所の県立自然公園があります。

また、海城公園地区は、国立公園又は国定公園区域内の海域で景観の優れた地域を環境大臣が指定したものです。本県には、足摺宇和海国立公園内の「竜串」「沖の島」「檜西」「尻貝」「勤崎」の5地区、13か所があります。

※自然公園の箇所数：令和7年3月31日現在



足摺宇和海国立公園
足摺岬灯台（土佐清水市）

2 利用状況

令和6年の利用者数（推計）は6,515千人と対前年比で447千人減少しました。

（ ）内は前年比

国立公園	1,768千人（▲314千人）
国定公園	1,700千人（37千人）
県立自然公園	3,047千人（▲170千人）
合計	6,515千人（▲447千人）

3 保護管理

・自然公園指導員制度

自然公園の風景地を保護し、その利用の適正化、特に動植物の愛護、自然環境の美化清掃及び事故の予防などについて利用者への指導を行うため、環境省及び県委嘱の自然公園指導員が、国立・国定公園及び主要な県立自然公園においてボランティア活動を実施しています。

4 施設整備

自然とのふれあいを求める人々のニーズに適切に対応するため、多様な自然環境を保全しつつ、安全で快適な利用ができるよう施設の整備や改修を進めています。

令和6年度は、県立月見山こどもの森の遊具の整備等を実施しました。



県立月見山こどもの森の遊具（香南市）

自然公園指定状況・面積（陸域）など

区分 公園区分	高 知 県				全 国			
	箇所数	面積 (ha)	県民1人 当たり 面積	本県総面積 に対する 割合	箇所数	面積 (ha)	人口1人 当たり 面積	国土総面積 に対する 割合
国立公園	1	6,041	92 m ²	0.85%	35	2,444,364	197 m ²	6.47%
国定公園	3	8,133	124 m ²	1.15%	57	1,391,216	112 m ²	3.68%
県立自然公園	18	33,330	507 m ²	4.69%	311	1,915,027	154 m ²	5.07%
計	22	47,504	723 m ²	6.69%	403	5,750,607	463 m ²	15.22%

令和6年6月末現在

※日本の人口、国土面積

人口 令和7年3月1日現在 高知県推計人口 令和6年10月1日現在 総務省統計局
本県 651千人 全国 123,802千人

面積 令和7年1月1日現在 国土地理院 本県 710,228ha 全国 37,797,568ha

海域公園指定状況

公園名	海域公園地区名	位置	指定年月日	箇所数	面積 (ha)	備考
足摺宇和海 国立公園	竜串	土佐清水市	S47.11.10	4	49.1	竜串地区は S45.7.1及び S46.1.22足摺国定 公園の時代に指定 されたもの
	沖の島	宿毛市	〃	5	36.3	
	檜西	大月町	〃	2	16.8	
	尻貝	〃	H7.8.21	1	10.4	
	勤崎	〃	〃	1	8.3	
計				13か所	120.9	

自然環境保全地域

(自然共生課)

1 概要

特に自然環境が優れた地域を将来にわたって保全するため、国が自然環境保全法、県が高知県自然環境保全条例に基づき、「自然環境保全地域」を指定しています。

地域内における工作物の新築、増改築や、土地の形質の変更及び木竹の伐採などの行為については制限があり、これらの行為を行う場合は、許可申請あるいは届出が必要です。



鹿島自然環境保全地域（黒潮町）

自然環境保全地域一覧表

名 称	指定年月日	所 在 地	面 積			保 全 対 策
			特別地区	普通地区	計	
鹿 島 (県指定)	S55. 8. 15	幡多郡黒潮町佐賀	4. 7ha	—	4. 7ha	暖温帯の常緑広葉樹林の極盛相林
笹ヶ峰 (国指定)	S57. 3. 31	いの町本川	504. 0ha(うち 226. 0ha 野生動植物保護地区)	—	504. 0ha (うち 226. 0ha 野生動 植物保護地区)	冷温帯のブナ林の 気候的極盛林と亜 寒帯林の南限
		愛媛県内	33. 0ha(全地域野生動植 物保護地区)	—	33. 0ha(全地域野生動 植物保護地区)	

県立月見山こどもの森

(自然共生課)

1 概要

郷土の雄大な自然の中で、子どもたちが自由に遊びながら、自然から学び、たくましく、心豊かに育ててほしいとの願いを込めて、昭和54年の国際児童年を記念して香南市(旧香我美町及び旧夜須町)の月見山に、敷地面積20ha、総事業費310,329千円で整備、昭和55年10月に開設しました。

管理運営は、平成18年8月から情報交流館ネットワークを指定管理者に指定して行っています。

自然に親しむための大切なマナーを身につけることを目的として、園内にはくずカゴを設置せず、ゴミの持ち帰り運動を推進しています。

2 主な施設

(1) 全体図



(2) フィールドアスレチックコース



※「⑬土佐の偉人と握手めぐり」は、現在「玉織姫「轟の滝つぼ」への巻物投げ」に変わっています。

3 令和6年度の主な活動実績

(1) 環境教育・体験学習

ア 森の学校

月見山でのんびりと自然に触れ合う体験を実施しました。

- ・木工教室
- ・木の実クラフト
- ・作品展「間伐材で作った動物たち」
- ・クリスマスオーナメントづくり
- ・お正月かざりづくり
- ・いつでも作れる木工工作

イ 森と海の学校

毎年取り組んできた道の駅やす(愛称:ヤ・シィパーク)と共催で実施しました。

- ・木工教室



「クリスマスオーナメントづくり」で作られたクリスマスオーナメント

(2) 地域との連携

地元住民団体などと連携し事業を行いました。また、地元ボランティア団体などが開催する子どもたちを対象としたイベントを積極的に支援しています。

(3) 出前教室

小学校や各種会館などへの出前教室を実施しています。令和6年度はコミュニティセンター1か所で1回実施しました。

月見山こどもの森ホームページ

<https://www.tukimiyama.sakura.ne.jp/>

四国のみち

(自然共生課)

1 概要

四国のみち（四国自然歩道）は、第3次全国総合開発計画の自然環境保全に関する計画課題に指定されたことを受け、国の長距離自然歩道の1つとして昭和56年度から平成元年度までに整備されました。

四国霊場を始め各地に点在する身近な自然や歴史に親しみながら、歩いて四国を一周することができる歩道であり（全長1,545.6km）、高知県ルートは足摺岬、横浪半島などの海岸線や、四万十川、四国カルスト、龍河洞などの高知を代表する多彩な自然景観や史跡が組み込まれた全38コース、総延長約440kmです。また、連絡路を含んだ高知県の全長は約600kmです。

四国4県の当初整備状況

県名	関係市町村数	ルート数	全長(km)			事業費(千円)
			延長	連絡路	計	
徳島	19	24	297.4	21.1	318.5	565,282
香川	23	28	265.7	0.0	265.7	454,900
愛媛	25	33	362.5	0.0	362.5	465,409
高知	27	38	440.4	158.5	598.9	459,682
計	94	123	1366.0	179.6	1545.6	1,945,273



安芸ふるさとのみち看板



手結・月見山のみち

CLT 建築などの県産材利用推進の取組

(木材産業振興課)

1 現状と課題

木は成長する過程で、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し固定します。このため、森林から伐採された木材を住宅などの建築資材として利用することは、大気中の二酸化炭素を固定し続けることとなります。

また、木材は、鉄やコンクリートに比べて、材料を製造する際の二酸化炭素放出量が少ないことから、建築資材として木材を選択することは、二酸化炭素の排出削減になります。

このようなことから、建築資材への木材利用は、中山間地域の活性化だけでなく、地球温暖化対策としても貢献することになります。

高知県には豊富な森林資源がありますが、住宅（戸建て）における木造率は92.6%（令和6年）と全国平均を上回っているものの、非住宅分野での木造率は18.5%（令和6年）となっており、木材の需要を拡大していくことが重要です。

2 施策の展開

(1) 実施した取組

ア 住宅分野

住宅においては、県内産乾燥木材を構造材に使用することを条件とした「こうちの木の住まいづくり助成事業」による支援を継続的に行い、良質で長持ちし、安心して生活できる木造住宅の普及と県産材の利用促進を図っています。

これまでの取組により、県産材を使用した木造住宅への助成事業は定着しており、平成16年度からの前身事業も含めると、助成件数累計で5千戸を超えました。また、戸建て住宅の木造率も平成24年からは全国平均を上回っています。

こうちの木の住まいづくり助成事業

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
戸数（計）	322	291	265	250	164	102
新築・増築	309	276	254	231	151	90
リフォーム	13	15	11	19	13	12

イ 非住宅分野

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」への改正により、木材利用を促進する建築物の対象が、公共建築物から全ての建築物とさ

れ、これに伴い「県産材利用推進方針」の変更と、本県の木材利用に関する自主宣言を行いました。

県内全市町村においても「市町村方針」が改定されました。

県有施設の建築については、原則木造化として取り組んでおり、令和6年度に建築した県有施設の木造化率は、100%（4件中4件が木造化）となっています。

また、新たな木材需要の拡大を目指して、本県では平成25年度に全国に先駆けてCLTの普及の取組を開始しました。

CLTは新たな木質建築資材であり、建築物に使用するにあたっては様々な課題を解決する必要があるため、設計段階での課題を洗い出し、実施設計に必要な実証実験などの支援等により、県内では57棟（令和7年3月末現在）のCLT建築物が完成しています。

さらに、令和5年4月から、脱炭素社会の実現に向け、木造・木質化された建物を高知県環境不動産として認定する制度がスタートし、令和7年3月に第1号物件が認定されました。この制度では、認定された高知県環境不動産のうち、一定の基準を満たしたものは、不動産取得税の免除や容積率の緩和といった優遇措置を受けることができます。

これらの取組により、木材全般の利用の拡大につなげていきます。



4階建て集合住宅 X-ino（シーノ）
（高知県環境不動産第1号物件）

(2) 実施しようとする取組

住宅分野では、令和元年度から「こうちの木の住まいづくり助成事業」の木材を対象にJAS製材品への支援を開始しており、品質の保証された県産木材の利用拡大を目指します。

非住宅分野では、県有施設の木造化を引き続き進めるとともに、市町村などに対してもCLT建築物をはじめとする木造施設の紹介などを行い、木造公共施設をはじめ、民間施設における木材利用を推進します。

このような木材利用の推進の取組を通じ、地球温暖化防止への寄与にもつなげていきます。

CO2 木づかい固定量認証制度（自然共生課）

1 概要

木は、成長過程において大気中の二酸化炭素（CO₂）を吸収し固定します。この機能は伐採された後も続いており、木材を使って建物などを建築することにより、数十年にわたり CO₂ を固定することができます。

県産材の利用が温暖化防止に貢献することを数値化することで、県産材を身近に感じていただくとともに、需要を促進するため、県では平成 20 年度から県産材木造住宅などを対象に、木材中の CO₂ 固定量を算定し認証する「CO₂ 木づかい固定量認証制度」に取り組んでいます。

2 認証の対象と要件

(1) 個人及び建売の県産木造住宅

- ア 高知県産材を用いた新築の木造住宅であること。
- イ 認証申請者が対象となる家屋の建築主であること。
- ウ 「こうちの木の住まいづくり助成事業^{*1}」を利用し（予定を含む）、又は「土佐の木の住まい普及推進事業^{*2}」の補助要件を満たすこと。

(2) 県有及び市町村有の県産木造公共建築施設

- ア 高知県産材を用いた新築の木造公共施設であること。
- イ 認証申請者は、施設を所管する課長であること。

(3) 一般建築施設

- ア 高知県産材を用いた公共建築施設以外の新築の木造建築施設であること。
- イ 認証申請者は、対象となる施設の建築主で、認証を希望する者であること。

(4) 県産木製品^{*3}

- ア 原則として、高知県内で製造される商品であること。
- イ 認証申請者は、認証を希望する木製品の製造業者の代表者であること。

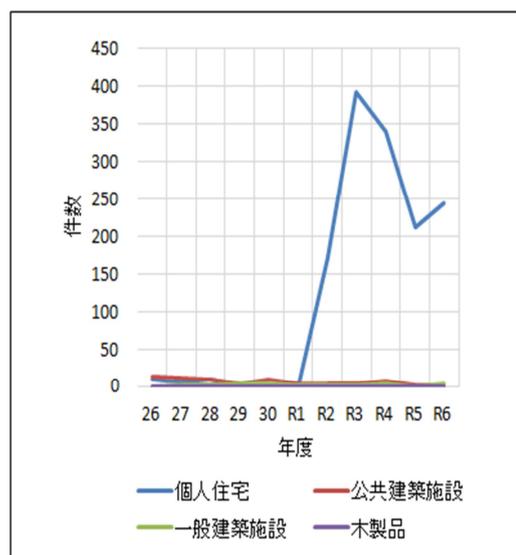
3 認証状況（令和 7 年 3 月末現在）

(1) 総認証件数：1,638 件

令和 6 年度の認証件数は、公共建築施設が 2 件、一般建築施設が 4 件となっています。

(2) 認証概要

年度	認証件数
平成 20 年度～ 平成 25 年度	162
平成 26 年度	22
平成 27 年度	18
平成 28 年度	22
平成 29 年度	9
平成 30 年度	14
令和元年度	4
令和 2 年度	177
令和 3 年度	397
令和 4 年度	349
令和 5 年度	214
令和 6 年度	250
合計	1,638

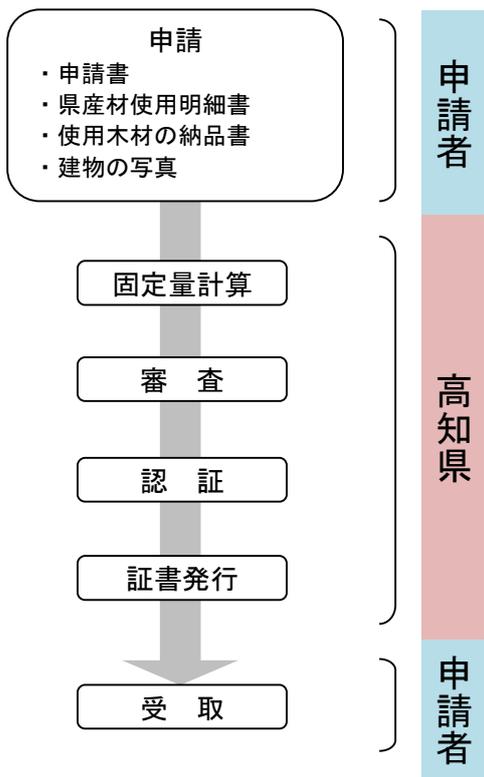


認証件数の推移

※一般建築施設は平成 27 年度から認証対象に追加

令和 2 年度以降、県外のハウスメーカーからの申請が伸びています。今後も県内外を問わず、積極的な広報活動を実施し、環境貢献の見える化と、県産材需要の増加促進を図ります。

(3) 認証までの流れ



宿毛警察署



土佐西南大規模公園（中村地区）
とまろっとキャビン C-2、C-11、C-12



<CO2 木づかい固定証書>

4 令和6年度に認証した公共施設

(1) 県有施設

- ア 宿毛警察署
- イ 土佐西南大規模公園（中村地区）
とまろっとキャビン C-2、C-11、C-12

—用語解説—

- ※1 こうちの木の住まいづくり助成事業
高知県内で新築、増築、リフォームを行う木造住宅に対し、補助を行う事業です。
- ※2 土佐の木の住まい普及推進事業
土佐材パートナー企業*4として、高知県外において高知県産材の普及活動に努めたうえで、県産材を利用した建築などを行った場合に、その県産材利用量などに応じて補助を行う事業です。
- ※3 県産木製品
県内で製造されたスギ又はヒノキなどの木製の家具、小物などをいいます。
- ※4 土佐材パートナー企業
高知県外で高知県産材を使用した住宅などの建築を促進するため、自ら積極的に県産材のPR活動を実施する高知県に登録された工務店などのことです。